

相模原市監査委員公表第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定に基づき、都市建設局道路部の監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年10月31日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 加藤 明 徳

同 寺田 弘 子

第1 監査の種類及び日程

1 監査の種類

地方自治法(以下「法」という。)第199条第4項の規定に基づく定期監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査の日程

平成28年8月9日から10月28日まで

第2 定期監査

1 監査の調査対象及び項目

都市建設局道路部において、平成28年度(平成28年8月末日まで)、ただし、必要に応じて平成27年度以前に執行した次に掲げる事務を対象として、抽出により実施した。

(1) 道路計画課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

(2) 路政課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

(3) 道路整備課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

(4) 河川課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

(5) 緑土木事務所

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

(6) 津久井土木事務所

ア 道路及び附属物占用料の徴収に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(7) 中央土木事務所

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

(8) 南土木事務所

ア 道路及び附属物占用料の徴収に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

2 監査の着眼点

財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、次の主な着眼点に基づき監査を行った。

(1) 各事業の委託料の支出に関する事務

ア 契約締結事務

(ア) 契約相手方の選定方法は適切か。

(イ) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

(ウ) 契約保証金の取扱いは適正に行われているか。

イ 委託料の支出

(ア) 委託料の支出は適正な時期に行われているか。

(イ) 委託料の支出、精算報告は委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

(2) 道路及び附属物占用料の徴収に関する事務

ア 占用料の算定は適正に行われているか。

イ 調定の時期及び手続は適正に行われているか。

ウ 減免の理由及び手続は適正に行われているか。

エ 納期限は適正に設定されているか。

3 監査の主な実施内容

監査の対象となる各課に関係書類、資料等の提出を求め、抽出により書面調査及び聞き取り調査を行った。また、平成28年9月15日、16日及び21日にヒアリングによる事情聴取を実施した。

4 監査の結果

(1) 指摘事項

緑土木事務所、中央土木事務所及び南土木事務所の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、駅前広場、エレベーター等の公共施設の清掃や保守点検等について、公益財団法人相模原市まち・みどり公社(以下「公社」という。)と7年間継続して契約している「橋本駅前ほか監視巡回清掃等業務委託」、「相模原駅前ほか監視巡回清掃等業務委託」及び「相模大

野駅前ほか監視巡回清掃等業務委託」において、次のような不適正な事例が見られた。

各契約書中、約款では「受注者自らが行うことが困難な業務については、その業務を第三者に委託することができるものとし、その業務は業務委託仕様書に定める」と規定されているが、仕様書には再委託に関する定めがなかった。また、駅前清掃、エレベーター保守点検等、合わせて54の業務が具体的に規定されているが、その全てが第三者に再委託されており、公社が直接実施する具体的な業務の内容については定められていなかった。

さらに「入札・契約事務の適正執行について」(平成28年3月28日契約課長通知)に記載されている再委託する場合の事前承諾が行われておらず、再委託の状況が報告されているのみであった。

契約事務に関しては、近年の監査委員監査で不適正な事務処理が多数見られ繰り返し指摘事項としたことから、市においては、これまで全庁的な注意喚起が再三再四実施され、本年7月には一斉事務点検が行われている。

もとより契約は、財産上の権利・義務や取引条件などについて、双方の意思を確認する行為であり、契約上の紛争や疑義による不測の損害が生じること等を防止するため、適正に契約に関する事務を執行することは当然のことであり、仕様書に定めがないまま業務が再委託されるなど不適正な事務処理が行われていたことは大変遺憾である。

こうしたことは、緑土木事務所、中央土木事務所及び南土木事務所において、担当職員から管理監督者まで適正に事務を処理するという意識が欠如し、基本的事項である契約書や仕様書の作成について十分な確認を行わないまま、漫然と前例を踏襲し事務を執行した結果であると言わざるを得ない。

今回このような不適正な事務処理をしたことを深く反省し、責任の所在を明らかにするとともに、今後、契約事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者はその事務の重要性を深く認識し、契約書約款、仕様書等関係書類の記載内容を精査・確認し、事務処理方法及び確認体制を見直すなど、再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

(2) 道路部におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

第3 行政監査

1 監査の調査項目

「契約における業者選定(1者随意契約の場合)について」を重点調査項目として、監査を行った。

2 監査の対象

都市建設局道路部各課が締結した委託料に関する契約のうち、1者随意契約によるものを対象とした。ただし、相模原市契約規則(平成4年規則第9号。以下「契約規則」という。)第27条第1項第3号において随意契約を行う場合に1人の見積書の徴取で足りるとされている「予定価格が10万円以下」の契約については除外した。

監査の対象期間は原則として平成28年度(平成28年8月末日まで)とし、必要に応じて平成27年度以前についても対象とした。

3 監査の目的

地方公共団体が締結する契約は、法第234条において「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」、「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」と規定されており、一般競争入札が原則となっている。さらに、随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の2第1項第1号から第9号までに該当するときに限定されている。

また、契約規則第27条において、随意契約による場合は2人以上から見積書を徴取することを義務付けるとともに、例外的に「1人の見積書の徴取で足りる」場合及び「見積書の徴取を省略することができる」場合が定められている。

市では随意契約について、「随意契約適正執行のための指針」(平成22年4月1日契約課作成。以下「ガイドライン」という。)を作成し、随意契約による場合の法令根拠や理由の解釈が市内において統一かつ公正に行えるよう定めている。随意契約による契約の締結に当たっては、このガイドラインに留意

し、内容・性質・目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重に行われるべきであり、特に1者随意契約とする場合、その判断が適切に行われなければ、本来競争入札等により適正な価格で行われるべき契約が不適正な価格で行われるおそれがある。

以上のことから、契約における業者選定(1者随意契約の場合)が、関係諸規程に準拠し適正に行われているか、また効率的かつ有効的に行われているかを主眼として、その選定理由の妥当性等について行政監査を実施した。

4 監査の着眼点

次の主な着眼点に基づき監査を行った。

- (1) 1者随意契約とする場合の理由は、政令第167条の2第1項各号の要件に該当していることが確認できるか。
- (2) 政令第167条の2第1項第2号に該当するとした業者選定の理由は、特殊な目的物・性質・技術が必要である等、「性質又は目的が競争入札に適しない契約」に該当するか。
- (3) 1者との契約継続年数が長期間である場合、競争性の観点から他の業者の選定について検討は行われているか。

5 監査の主な実施内容

監査の対象となる各課に関係書類、資料等の提出を求め、抽出により書面調査及び聞き取り調査を行った。また、平成28年9月15日、16日及び21日にヒアリングによる事情聴取を実施した。

6 対象事務の概要

(1) 1者随意契約に関する事務の概要

1者随意契約に当たり、担当課はガイドラインに基づき、予定価格10万円以下の契約等を除き、契約の相手方の名称や契約の相手方を選定した理由等を記載した「随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書」及び「随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由等についての公表調書」(以下「公表調書」という。)を作成している。また、「契約規則第26条に定める額を超える随意契約のうち、政令第167条の2第1項第2

号～第9号(第3号及び第4号を除く。)に該当する場合で、真にやむを得ない理由により1者随契とする場合」は、原則として契約課は公表調書を閲覧に供するとともに、市ホームページで公表している。

【参考1】

随意契約によることができる場合（政令第167条の2第1項各号の概要）

第1号	予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき
第3号	障害者支援施設等で製作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体が行う事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき
第4号	普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするとき
第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
第9号	落札者が契約を締結しないとき

【参考2】

随意契約ができる額と公表の対象となる額（ガイドラインより）

契約の種類	契約方法	1者随契理由で公表の対象とする範囲	
工事又は製造の請負		250万円以下	超 公表
財産の買入れ		160万円以下	超 公表
物件の借入れ		80万円以下	超 公表
財産の売払い		50万円以下	超 公表
物件の貸付け		30万円以下	超 公表
前各号に掲げる以外のもの		100万円以下	超 公表

(2) 1者随意契約の状況について(平成28年8月末現在)

ア 契約の状況

契約規則において、随意契約を行う場合に1人の見積書の徴取で足りるとされている予定価格が10万円以下の契約を除いた、委託料に関する契約の状況は表1のとおりである。

契約全体では、件数が330件、契約金額は合わせて約14億9,050万円であった。随意契約は、件数が190件(57.6%)、契約金額は合わせて約5億2,003万円(34.9%)であり、このうち1者随意契約となっていたものは47件で、随意契約に占める割合は24.7パーセントであった。また、契約金額の最高額は「相模大野駅前ほか監視巡回清掃等業務委託」の102,805,200円であった。

表1 契約の状況

契約方法	件数	金額(円)
一般競争入札	6	103,388,400
指名競争入札	134	867,074,383
随意契約	190	520,039,576
見積合せ	143	74,705,130
1者随意契約	47	445,334,446
計	330	1,490,502,359

予定価格10万円以下の契約を除く。

イ 1者随意契約適用の理由及び根拠

1者随意契約47件のうち36件が、競争入札に適しない契約であるとの理由から政令第167条の2第1項第2号を根拠としていた。

また、7件は公益社団法人相模原市シルバー人材センターとの契約であるとの理由から同項第3号、3件は緊急の必要により競争入札に付することができない契約であるとの理由から同項第5号及び1件は競争入札に付することが不利と認められる契約であるとの理由から同項第6号を根拠としていた。

ウ 契約継続年数

1者随意契約47件のうち政令第167条の2第1項第2号を根拠とする36件の同一の相手方との継続契約年数別の状況は表2のとおりであ

る。5年以上継続して契約を締結していたものは14件(38.9%)であった。継続年数の最長は、「青根簡易水道施設機械機器保守管理業務委託」の15年であった。

表2 契約継続年数

契約継続年数	1年	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上	計
件数	9	13	11	3	0	36

7 監査の結果（検討すべき事項）

今回の行政監査の結果、事務事業を改善するために検討すべき事項は次のとおりである。

緑土木事務所、中央土木事務所及び南土木事務所では、駅周辺施設の安全や美観を保持するため、それぞれ「橋本駅前ほか監視巡回清掃等業務委託」、「相模原駅前ほか監視巡回清掃等業務委託」及び「相模大野駅前ほか監視巡回清掃等業務委託」を公社と1者随意契約により、7年間継続して契約を締結していた。

これらの契約書約款においては、駅前清掃、昇降施設巡回監視、エレベーター保守点検などの具体的な業務が定められているが、その全ての業務が第三者に再委託されており、こうしたことは契約した相手方でなければ業務の目的が達成できないという、1者随意契約とした理由に疑義を生じさせかねないものである。

今後は、1者随意契約とする場合は、競争性を確保できない真にやむを得ない場合に限られることを深く認識するとともに、業務内容を精査し適正に契約事務を執行されたい。

8 意見

ガイドラインでは、公益法人との随意契約の留意点として、「公益法人のあり方や役割を踏まえ、民間企業等との競合を検討するよう努めなければならない」とされている。

また、市における外郭団体の抜本的改革の方向性を明らかにするため平成23年10月に策定された「相模原市外郭団体に係る改革プラン」(以下「改

革プラン」という。)において、「市から外郭団体に委託する事業の見直し」としてガイドラインに則し、「外郭団体に業務委託をする場合には、原則として競争入札を実施することとし、やむを得ず例外的に随意契約を行った場合には、市はその理由を公表する」こと、「特に再委託率が高い業務及び人件費率の高い業務については、市は再委託業者への業務の直接発注に努める。なお、業務の一部を再委託する場合には、事前に市の承諾を得る」ことが、平成23年度から3年間に特に重点的に取り組む事項として示されている。

今回、委託料の契約における1者随意契約について調査を行った結果、公社を相手方とする3件の契約において、契約書約款に規定されている業務の全てが第三者に再委託されており、公社が直接実施すべき具体的な業務の内容が、不明確となっていた。

今後は、外郭団体と随意契約を締結するに当たっては、改革プランを踏まえて、業務内容を精査するとともに関係諸規程に基づき適正に事務を執行されたい。